

## 告 示

### 埼玉県告示第千十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーマルサン吉川店

埼玉県吉川市中野五十七番地一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

以前、店側との協議の場に出席しましたが、その後目立った改善はなく営業に係る騒音等で睡眠不足・体調不良のため三月二十九日の住民説明会に行けなかったので意見を述べます。

(1) 倉庫からの騒音について

倉庫の立地条件が悪いため、深刻な騒音被害等が発生しています。倉庫の利用をやめ、大型冷蔵庫ならびに冷凍機室外機を店舗側に移設し、倉庫内作業を店舗側でおこなってください。

(理由)

(一) 気温が高くなると、冷凍機室外機〇一〇三からの爆音・振動（地なりのような音）が一昼夜・長期間にわたって続き、安眠妨害、体調不良の原因となっていること。

(二) 倉庫南東に小さな遮音壁が設置されたが、相変わらず冷凍機室外機〇一〇三から爆音が聞こえるので、効果がないと考えられること。

(三) この地域で倉庫に設置できる原動力は〇・七五キロワット以下です。六・一キロワットを三機並んで設置とは周囲の生活環境への配慮が無さ過ぎること。

(四) 倉庫と東西の密集した住宅は、倉庫の壁一枚で隔てられているだけであり、敷地も狭く、早朝から夜遅くまで、シャッターを開けたままの倉庫内作業音・振動を出しているため、隣の部屋で倉庫内作業をしているかのようであること。

(五) フォークリフト・台車の走行音・話し声・荷さばき音がうるさいこと。

（倉庫の南北の出入口を全て閉じてから作業してください。）

(六) 倉庫東・西側の狭い空き地の住宅際まで自転車・バイクが走行し、早朝五時前から深夜まで従業員の入れ替わりに伴う従業員の足音・話し声が騒音の原因となっていること。(従業員用駐輪場は店舗正面の駐車場に移転するか、自転車・バイクが侵入できないようにしてください。)

(2) 倉庫からの悪臭について  
倉庫の換気扇からの悪臭・塵・ほこりがひどく、住宅の窓が開けられないため、住宅に面する換気扇を塞いでください。

(3) 店舗からの騒音について  
(一) 店内放送、店内騒音、市道（水路上の）台車の走行音、話し声が住宅地に響きます。特に休日は店内にいるかのようです。

(二) 店舗の屋根の上の室外機の騒音がうるさいので、全ての室外機の音が住宅に聞こえないように防音の対策を講じてください。

(4) 店舗からの悪臭について  
店舗調理臭が、住宅に漂って、窓を開けられず、庭にも出られず、気持ちが悪くなります。メンテナンスを継続するとともに、他店同様、一般的に大型店舗に採用されている装置を設置してください。

(5) 荷さばき施設③について  
(一) 倉庫に搬入するトラックが、荷さばき施設③に入りきれず狭い道路にはみ出して、視界がさえぎられており、走行車・自転車・通行人が互いを目視できず、危険な場面に出くわすことが多いため、トラックがはみ出さないようにしてください。

(二) 荷物を積んだフォークリフトも道路に出ないでください。

(三) 荷さばき施設③に収まりきれない大きさのトラックは、店舗側からの搬入にしてください。

(四) 早朝五時から荷捌きをしています。荷さばき可能な時間外は荷さばきを行わないでください。

(6) 倉庫北側の民間駐車場について  
トラック待機のため乗用車五台分借りているが、待機場所が足りないと見受けられます。借りている駐車場で待機できないトラックは、店舗側で待機するとともに、荷物積載のフォークリフトが公道走行しているトラックについては、店舗側での搬入作業に切り替えてください。

(理由)

(一) 民間駐車場で搬入トラックが、他者が借りている場所等に何台も停まっていること。

(二) また、そのトラックの荷物をフォークリフトが積み、道路を横断して倉庫に搬入していること。

(三) 荷物を積んだフォークリフトの公道走行は道路交通法違反であること。  
(危険ですので絶対にしないでください。)

(7) 安眠妨害について

夜間から早朝にかけて、店舗側からのトラックによる搬入・荷さばきの音が住宅地にまで届き、荷さばきのたびに起こされるため、十分な睡眠がとれません。静かに搬入・荷さばきを行ってください。

(8) 住民への誠意ある対応について

店側との協議の場において住民から苦情・要望を述べましたが、店側からの回答は「こうした、ああした」といった内容で具体的な対策案や対策後の結果等、実際に参考となる内容はありませんでした。また、住民へ気遣いや謝罪の言葉はいつさいありません。今まで住民で意見・要望を何度か店長や社長宛てに郵送や手渡しもしましたが、返事がいつさいありません。今後はこのようなことをせず、住民の話を真摯に受け止め、問題を前向きに解決できる能力のある担当者を決めてください。

二 縦覧期間

平成二十八年八月九日から平成二十八年九月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課  
埼玉県東部地域振興センター